

リース税制見直し等に関する改正 法基通等、公表——国税庁

去る6月30日、国税庁より「法
人税基本通達等の一部改正につ
いて（法令解釈通達）」が公表
された。

令和7年度の法人税関係法令
等の改正に対応し、所要の整備
を図ったもの。

主な改正点として、新リース
会計基準の公表に伴い改正され
たリース税制に関して、法人税
基本通達（法基通）で以下の点
が明確化された。

減価償却資産の償却費の損金
経理額に含まれるもの

リース資産に係る「その償却
費として損金経理をした金額」
には、内国法人がリース資産に
ついてその確定した決算におい
て当該リース資産に係る使用権
資産をリース期間の減価償却費
として経理した金額が含まれ
る。

賃借人の会計リース期間を
リース期間とする場合の取扱い

賃借人が、賃借人の会計リー
ス期間を用いて経理を行ってい
るリース資産に係るリース期間
定額法の適用にあたっては、当

該賃借人の会計リース期間を
リース期間定額法のリース期間
とする。

資産の賃貸借の範囲

「資産の賃貸借」には、民法
の賃貸借の規定により効力を生
ずることとなる契約に基づく行
為のほか、資産を使用する権利
を一定期間にわたり対価と交換
に移転する行為も含まれる。

リース取引の判定

資産の賃貸借が法人税法の
リース取引とされる要件の1つ
であるフルペイアウト要件は、
当該資産の賃貸借が次のいずれ
かに該当するときとする。

- ① 賃貸（借）人の会計リース
料の現在価値が、原資産の現
金購入価額のおおむね90%以
上であること。
- ② 賃貸（借）人の会計リース
期間が、原資産の経済的耐用
年数のおおむね75%以上であ
ること。

リースを構成する部分とリース
を構成しない部分とがある場
合の取扱い

リースを含む契約にリースを
構成する部分とリースを構成し
ない部分とがある場合におい
て、リースを構成する部分と
リースを構成しない部分とに分
ける等の方法により経理してい
るときは、当該方法により区
分された後の当該リースを構成
する部分に係る次のものについ
て、それぞれ次の取扱いを適用
する。

- ・リース資産の取得金額とされ
るべき金額→減価償却資産の
償却費の計算（法基31）
- ・資産の賃貸借→リース取引に
係る所得の金額の計算（法基
64の2）、賃貸借取引に係る費
用（法基53）

延払基準の特例の廃止

リース譲渡に係る収益および
費用の帰属事業年度の特例（延
払基準の特例）の廃止に伴い、
所要の経過措置を講じたうえで
廃止する。

同日公表の消費税法基本通達
でも、本特例の廃止に伴い所要
の改正がされた。

企業情報開示のあり方等に関する WG設置へ——金融審議会総会

去る6月25日、金融庁は第55
回金融審議会総会（会長…神作
裕之・学習院大学法学部教授）・
第43回金融分科会合同会合を開
催した。

金融担当大臣から、以下の4
点について諮問され、それぞれに
おいて検討を行うためのワーキ
ンググループ（WG）を設置す
ることが事務局から提案された。

暗号資産をめぐる制度のあり
方に関する検討

国内外の投資家において暗号
資産が投資対象と位置づけられ
る状況が生じていることを踏ま
え、利用者保護とイノベーション
促進の双方に配慮しつつ、暗
号資産をめぐる制度のあり方
について検討することについて諮
問された。

委員からは、暗号資産はこれ
まで資金決済法で対応がなされ
てきたなか、現在認識されてい
る暗号資産に係る諸課題は伝統
的に金商法が対処してきた問題
と親和性があることから、金商
法のしくみを活用することを検
討することについて賛意が聞か

不正取引規制の強化等に関
する検討

昨今の資本市場をめぐる諸問
題を踏まえ、わが国市場の公正
性・透明性に対する投資家の信
頼を確保し、利用者保護を図る
とともに、市場機能が十全に発
揮されるよう、不正取引規制
の強化等について検討すること
について諮問された。主な検討
事項としては、近年問題が多発
していることから、公開買付者
等関係者に係るインサイダー取
引規制の範囲拡大や課徴金の見
直し、大量保有報告書制度違反
に係る課徴金の見直し等が挙げ
られた。

委員からは、特に課徴金の見
直しについて、実効性のある金
額にすべき等の意見が聞かれ
た。

企業情報の開示のあり方に関
する検討

スタートアップ等の資金調達
ニーズの高まり、非財務情報の
開示の拡充等、情報開示をめぐ
る環境変化を踏まえ、投資判断

に資する企業情報の開示のあり方やその実現に向けた環境整備について幅広く検討することが諮問された。具体的には、次のとおり。

- ① 有価証券届出書の提出免除基準の検討
- ② 虚偽記載等に対する責任のあり方（セーフハーバー・ルール）の検討
- ③ 有価証券報告書における記載事項の整理
- ④ 株式報酬に係る開示制度の見直し

委員からは、②のセーフハーバー・ルールについて、サステナビリティ情報は相対的に不確実性の高い情報が多いため、合理的な制度設計を考える必要があるとの意見が聞かれた。

地域金融力の強化に関する検討

その他、地域金融力の強化に必要な方策について検討することが諮問された。

*

4つの諮問事項について今後はそれぞれWGにおいて検討が進められる。

金融

中間論点整理案、検討

—金融審議会サステナ情報開示・保証WG

去る6月27日、金融庁は第8回金融審議会サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ（座長・神作裕之・学習院大学法学部教授）（以下、「WG」という）を開催した。

サステナビリティ開示基準の適用と第三者保証制度の導入に向けて、企業の予見可能性を高め、準備期間を確保する観点から、現時点におけるWGの議論の状況を整理した、中間論点整

理案が示され、審議が行われた。本中間論点整理案の主な内容は次のとおり。

サステナビリティ情報の開示

(1) 適用対象企業・時期

プライム市場上場企業を対象に、時価総額の大きな企業から順次、SSBJ基準に準拠して有価証券報告書を作成することを義務づける。

SSBJ基準の適用は、時価総額に応じ、それぞれ次の適用開始を基本とする。

会計・監査・開示

※来し方行く末

上場企業に対する規制等④—1

公認会計士
市川 育義

今回から東証のコーポレートガバナンス・コード（CGコード）を取り上げる。

CGコードは、2015年の適用開始から約10年経過したが、上場会社における実質的な浸透状況はいまだ道半ばといったところである。

(1) CGコードの特徴

CGコードは、第2次安倍内閣がわが国資本市場の改革に向けて、上場企業の経営者の積極的な経営を促すため、それを支えるガバナンス体制を強化することで、いわゆる「攻めのガバナンス」の実現を目指すものとされる。

このため、CGコードでは、コーポレート・ガバナンスを次のとおり定義している。

会社が、株主をはじめ顧客、従業員、地域社会等の立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための仕組み

この点はわが国CGコードの特徴といわれている。

CGコードは、企業におけるリスクの回避・抑制や不祥事の防止といった「守りのガバナンス」を過度に強調するのではなく、むしろ健全な起業家精神の発揮を促し、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることに主眼を置いているというわけである。

く、むしろ健全な起業家精神の発揮を促し、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることに主眼を置いているというわけである。

(2) CGコードの構成

CGコードは、強制力のある法令等ではなく、コンプライアンス・エクスプレイン方式（「準拠せよ、さもなくば説明せよ」）による、次の5つの基本原則から構成されている。

- 基本原則1…株主の権利・平等性の確保
- 基本原則2…株主以外のステークホルダーとの適切な協働
- 基本原則3…適切な情報開示と透明性の確保
- 基本原則4…取締役会等の責務
- 基本原則5…株主との対話

(3) CGコードの主な内容

① 資本コスト等を意識した経営
いづれの基本原則も企業経営に与える影響は大きい、そのなかでもまずは経営者のPL指標偏重からの脱却を促すという点において、基本原則5にある「原則5—2 経営戦略や経営

計画の策定公表」が注目される。基本原則5—2により、経営者が資本コストや資本効率といった新たな視点から、事業ポートフォリオマネジメントやキャッシュフロー・エクセレンスの実行や説明を行うなど、企業価値の向上に向けた実効性のある取組みの方向性が示された。

しかしながら、PL指標を重視していた経営者が、資本コストを意識せよと号令をかけても、掛け声だけでは現場レベルまで資本コスト等の意識を浸透させるのは困難であった。インフラ整備や経営者を含め関係者全員の意識改革が必要とされるなど、当時の日本企業にとって、かなりハードルの高い要請であったといえる（現在も?）。

この点については、当時経済産業省から公表された、「『持続的成長への競争力とインセンティブ』企業と投資家の望ましい関係構築」プロジェクト（伊藤レポート）最終報告書の影響が大きい、多くの上場会社等で参考にされたといえる。

今回はその主な内容の説明から始めることとする。

- ① 時価総額3兆円以上の企業…
2027年3月期
- ② 時価総額3兆円未満1兆円
以上の企業…2028年3
月期
- ③ 時価総額1兆円未満5千億
円以上の企業…2029年3
月期

なお、③の適用時期は、国内
外の動向等を注視しつつ、引き
続き、柔軟に対応し、本年中に
WGで結論を出す。

(2) 2段階開示

経過措置としての2段階開示
は、適用開始から2年間とし、
半期報告書の提出期限までに訂
正報告書により2段階目の開示
を行うこととする。

(3) 有報の提出期限の延長

事業年度経過後4カ月以内な
どの有報提出期限の延長につい
て、本WGで引き続き検討し、
本年中を目途に結論を出す。

＊

委員からは、「前回の事務局
案では未確定とされていた①②
の企業についても、時期が明確
になり賛成」、「②の2段階開示
を訂正報告書で行う案につい
て、『訂正』という用語が消極
的に捉えられるため反対」等の

意見が聞かれた。

サステナビリティ情報の保証

(1) 開始時期

開示基準の適用開始時期の翌
年から保証を義務づける。

(2) 保証の水準・範囲

保証水準は限定的保証（合理的
保証への移行の検討は行わな
い）とし、保証範囲は当初2年
間は、スコップ1・2、ガバナ
ンスおよびリスク管理（3年目
以降は国際動向等を踏まえ今後
検討）とする。

(3) 保証の担い手

監査法人に限定するか否かと

会計 金融資産の減損における期中期間 の簡便処理、検討

— ASBJ、金融商品専門委

去る6月30日、企業会計基準
委員会は、第241回金融商品
専門委員会を開催した。金融資
産の減損プロジェクトにおける
審議が行われた。

主な審議事項は以下のとおり。

財務諸表以外の開示への参照

IFRS7号「金融商品…開
示」35C項、B6項に規定して
いる財務諸表以外の開示への参
照の取扱いについて、審議が行
われた。

該当する参照先が存在しない

いった保証の担い手については
本WGで引き続き検討し、本年
中を目途に結論を出す。

＊

委員からは、「②の3年目以
降の検討事項について早めに方
向性を決めるべき」といった意
見が聞かれた。

今後の動向

座長から、全体の方向性につ
いて賛同を得たとして、今回の
意見を踏まえて修正した文案を
委員に示した後に、公表する旨
の発言があった。

会計 外国の法令に従い納付する税金 等、検討

— ASBJ、税効果会計専門委

去る7月2日、企業会計基準
委員会は、第95回税効果会計專
門委員会を開催した。第94回專
門委員会および第548回親委
員会（2025年7月1日号（No.
1747）情報ダイジェスト参
照）に引き続き、法人税等会計
基準の見直しについて検討が行
われた。主な審議事項は次のと
おり。

(1) 表示区分

「課税対象利益を基礎とする
税金」に該当しない税金は、税
引前当期純利益より上の表示区
分に表示する定めを明記する。
この際、住民税（均等割）を該
当しない税金の例として明記す
る。この場合の表示区分につい

認められているところ、今回の
プロジェクトでは、新たに予想
信用損失モデルを導入し、一般
債権、貸倒懸念債権、破産更生
債権等という債権区分をなくす
予定である。そこで、予想信用
損失適用指針案でも、簡便的な
会計処理の定めを設けるかにつ
いて、審議された。

補足文書の文案イメージの検討

事務局からは、「前年度末等
と著しく状況の変化がない場合
には前年度末等で使用した仮定
等を用いることができる旨を結
論の背景に記載する」との案が

示された。

専門委員からは、「貸倒実績
率を使用する企業のために、現
行と同様の簡便的な会計処理の
要素も入れてはどうか」との意
見が聞かれた。

住民税（均等割）に係る取扱い

前回、法人税等会計基準の適
用対象についての原則的な定め
から、住民税（均等割）が外れ

「課税対象利益を基礎とする
税金」に該当しない税金は、税
引前当期純利益より上の表示区
分に表示する定めを明記する。

この際、住民税（均等割）を該
当しない税金の例として明記す
る。この場合の表示区分につい

(図表) 外国の法令に従い納付する税金等の定め

- ① 外国の法令に従い納付する税金のうち課税対象利益を基礎とする税金に該当するものは、損益計算書の税引前当期純利益(または損失)の次に、「法人税、住民税及び事業税」等の適切な科目をもって表示する。
- ② 課税対象利益を基礎とする税金に該当しない税金であっても、法人税等に基づき税額控除の対象となる税金は、法人税等に基づく控除限度額を超過する税額を含めて、「法人税、住民税及び事業税」等の適切な科目に含めて表示する。
- ③ 課税対象利益を基礎とする税金に該当せず、法人税等に基づき税額控除の対象とならない税金は、その内容に応じて適切な科目に表示する。

専門委員からは、「経過措置期間は短期間が望ましい」との指摘があったものの、方向性について異論は聞かれなかった。

外国の法令に従い納付する税金等

前回、個別の税金に係る見直

では、販売費及び一般管理費に限定せず、各企業が状況に応じて適切に判断するとの定めを新たに設ける。

(2) 経過措置

見直し後の基準の発効日時点で、現行の法人税等会計基準に従った取扱いを適用していた企業は、当該取扱いを一定期間(たとえば2、3年)適用することができ経過措置を設ける。

*

し後の法人税等会計基準の定めおよび補足文書の記載の方向性について検討した際に今後対応を検討するとしていた、外国の法令に従い納付する税金等の定めについて、事務局は次の提案を示した。

- (1) 在外子会社等および在外支店等が所在地の法令に従い納付する税金について、課税対象利益を基礎とする税金に該当するかどうかで、会計処理および開示を判断すること

専門委員から特段異論は聞かれなかった。

- (2) 課税対象利益を基礎とする税金に該当するかどうかに加えて、図表の定めを置く。
- (3) 連結財務諸表と親会社の個別財務諸表ともに、外国子会社からの受取配当金等に課される外国源泉所得税については、「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示する。

専門委員から特段異論は聞かれなかった。

会計 バーチャルPPAにおける制度変更への対応等、検討

去る7月2日、企業会計基準委員会が、第169回実務対応専門委員会を開催した。

前回(2025年7月10日

号(No.1748)情報ダイジェ

スト参照)に引き続きバーチャ

ルPPAに係る会計上の取扱い

についての実務対応報告公開草

案70号「非化石価値の特定の購

入取引における需要家の会計処

理に関する当面の取扱い(案)」

に寄せられたコメントへの対応

について審議が行われた。

主な審議事項は次のとおり。

制度変更への対応の検討

公開草案の公表時点で、グ

ループの親会社が調達した非化

石価値をグループ内の他社に融

通するための例外的な取扱いを

認めるかどうかの検討が、経済産

業省の総合資源エネルギー調査

会の作業部会で議論されてい

た。その後、2025年4月に

制度変更が確定し、子会社に加

え、関連会社への融通も認めら

れることが明確化された。

- ① 次の事項を本文と結論の背景で整理する。
 - ・ 需要家である親会社の口座で管理された非化石価値をその子会社も利用可能となった場合を適用対象とした理由
 - ・ 子会社ではなく親会社を需要家として取り扱う理由
 - ・ 会計処理
- ② 関連会社への融通の取扱いについて、次のように対応する。
 - ・ 関連会社に融通する目的で非化石価値を購入した場合であっても、子会社に融通する目的で非化石価値を購入した場合と同様の取扱いとする。
 - ・ 関連会社へ融通する場合も、関連会社との取引の経済実態を適切に表すように親会社と関連会社との合意内容に基づいた会計処理を行う

- ③ 「需要家である親会社の口座で管理された非化石価値」の表現は用いずに、確定した変更に合わせて表現となるように修正する。

専門委員からはおおむね賛意が聞かれた。また、「費用認識時期が、親子間で期ずれした場合どうするのか」との意見があり、事務局は「整理して検討する」と回答した。

非化石価値の定義の再検討

公開草案における「非化石価値」の定義が、エネルギー供給構造高度化法の定義に矛盾しているという意見があった。

対応案として、公開草案が適用される契約における「非化石価値」が再生可能エネルギー源に由来するものであることを明確化するように用語の定義を修正することとし、同法2条4項「エネルギー源の環境適合利用」とは、電気、熱又は燃料製品のエネルギー源として非化石エネルギー源を利用することと定義している」のなかの「非化石エネルギー源」に由来するとして整理した。

専門委員から異論は聞かれなかった。

改訂「IFRS実務記述書1号」経営者による説明」、公表——IASB

去る6月23日、IASBは、改訂IFRS実務記述書1号「経営者による説明」（以下、「経営者による説明」という）を公表した。

経営者による説明には、「経営者の観点を投資家に提供する財務報告である」、「通常は各地の現地法でカバーされる範疇に入る」という2つの特徴がある。また、実務記述書は、次を提供する。

- (i) 規制監督機関にとって、その国の要求事項やガイダンスの更新、開発の際のベンチマークになる。
- (ii) 企業にとっては、投資家のニーズを満たす包括的なリソースとなる。

実務記述書の要求事項

実務記述書の要求事項の内容は次のとおり。

- (1) 経営者による説明は、財務諸表の理解を高め、企業が価値を創造し、キャッシュ・フ

ローを生み出す能力に関する洞察を提供する。

- (2) このために、経営者による説明は、長期的な観点を含め、企業の予測の基礎に関する主要な事項にフォーカスし、事業を運営するために用いられる重要な情報を提供し、財務報告につながるのある情報収集を支援する。
- (3) ①ビジネスモデル、②戦略、③資源と関係性、④リスク、⑤外部環境、⑥財務業績と財政状態の、6つの領域に関する事実に基づく一貫した説明を提供する。

実務記述書は、IFRS基準と整合し、また、現地の法律や規則とともに適用されるという特徴がある。

経営者による説明は、サステナビリティに関係した要素に関する重要な情報を含むことがある。IFRSサステナビリティ開示基準は、それらの情報を識別することにも役に立つ。

IFRS S2号に基づく気候関連の移行の開示指針、公表——IFRS財団

去る6月23日、IFRS財団 (IFRS Foundation) は「IFRS S2号に基づく移行計画についての情報を含む気候関連移行についての情報の開示」(Disclosing information about an entity's climate-related transition, including information about transition plans, in accordance with IFRS S2) と題された指針文書 (guidance document) (以下、「本文書」という) を公表した。

IFRS財団は2023年に公表したISSB基準の適用の支援を行う活動を展開しており、本文書の公表もその一環としての活動である。

IFRS S2号 (以下、「S2号」という) は移行計画に関連して一定の開示を求めていることを踏まえ、本文書ではS2号に基づく気候関連の移行計画の開示を行う際の指針を提供するほか、ISSB基準を使う法域が追加的な要求事項を定める際などの参考になることが意図されている。なお、本文書は基

準書そのものではなく、S2号の要求事項を追加・変更するものではない。

本文書は、IFRS財団が2024年に責任を承継した英国の移行計画タスクフォース (Transition Plan Taskforce (TPT)) の活動成果をもとに作成されており、図表の事項を示している。

金融

長短貸出金利の分化で試される財務戦略

日本銀行が7月1日に公表した2025年5月分の「貸出約定平均金利の推移」によれば、企業向け貸出金利は短期と長期で異なる動きを示している。短期では、1%台未満の水準でやや低下傾向がみられ、足元では安定的な推移が続いている。対して、長期は都市銀行の新規で約1.5%台に達するなど、年初以降、徐々に上昇している。今回公表された金利データに

は「新規」と「ストック」があり、それぞれ性質が異なる。新規は当月内に実行された貸出（継続含む）の加重平均で、金利変動を敏感に反映しやすい。ストックは月末時点で残高のある全貸出の平均であり、変化は緩やかだが、金融機関全体の資金運用コストの実態に近い。政策や市場環境の変化がどのように貸出金利に波及しているかをみるうえで、新規ベースが判断材料

(図表) 本文書の内容

セクション	内容
1 導入	S2号について、その目的を含む概要、主要な概念、移行計画に関する要求事項が要約的に説明されている。
2 本文書について	本文書の目的、想定されている読者、S2号の求める開示情報、TPTの作成した文書との関係、ISSB基準の適用時の考慮事項、などが示されている。
3 IFRS S2号の要求事項の適用方法	ガバナンス、戦略、指標及び目標、それぞれ適用の指針が示されているほか、S2号の包括的な要求事項についての指針が示されている。
4 セクター・サマリー	TPTの作成した産業別の勧告であるセクター・サマリーについての説明とS2号の適用時における利用について示している。
補足	用語集 (Appendix A) およびS2号とTPT開示フレームワークのマッピング (Appendix B) が提供されている。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日 付	法 規 等	出 所	備 考
2025年 6月26日	会計制度委員会研究報告18号「補助金等の会計処理及び開示に関する研究報告」	JICPA	昨今の激しい経済環境の変化に合わせて、さまざまな補助金および助成金が国または地方公共団体等から交付される事例が数多くみられているものの、現時点において補助金等に関する会計基準は存在していない。このことから、補助金等に関する会計処理および開示について、国際的な会計基準における取扱いを参考にしつつ、実務上の課題等を整理し、主に収益認識の時期、総額表示・純額表示および表示区分等について、現時点における考えを取りまとめたもの。 https://jicpa.or.jp/specialized_field/20250626ibr.html
2025年 6月30日	コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム2025	金融庁	企業と投資家の自律的な意識改革に基づくコーポレート・ガバナンス改革の実質化を引き続き促しつつ、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に真に寄与する「緊張感ある信頼関係」に基づく対話の促進に向け、コーポレートガバナンス・コード見直し(第三次改訂)を行うほか、有報の記載事項の整理(スリム化含む)など、必要な環境整備を推進するもの。 https://www.fsa.go.jp/news/r6/singi/20250630-1.html
2025年 6月30日	サステナブルファイナンス有識者会議第五次報告書	金融庁	サステナビリティ投資商品等に関する海外における主な取組みや個人・国内外の機関投資家によるサステナビリティ投資の実態把握を踏まえ、サステナビリティ投資を 선호する幅広い投資家において、サステナブルファイナンスの意義・効果が認知・理解されたうえで、その投資選好に応じた投資機会の提供につながり得ると考えられる取組みについて取りまとめたもの。 https://www.fsa.go.jp/news/r6/singi/20250630.html

として有効である。

新規長期貸出金利の上昇は、いくつかの要因が重なっている。10年物国債利回りの持ち直しに加え、地銀などでは外部からの資金調達が増え、コスト上昇が目立っている。これが長期貸出の条件設定にじわりと反映されているとみられる。さらに、春闘を通じた人件費の上昇や、システム維持費の増加など、金融機関の内部コストが収益構造に与える影響も大きい。特に長期貸出では、金利水準にある程度の余裕を持たせることが意識され始めている可能性がある。

一方、短期貸出では、日銀の政策金利が据え置かれていることもあり、金利は抑制的に推移している。企業側の借換え需要に応じて、金融機関側が競争的な条件を提示するケースもみられ、信用リスクの低い企業では金利がむしろ低下する場面もある。こうした貸出金利の分化は、資金の期間やリスク、取引条件に応じた金利設定が再び市場で意識され始めたことを示している。企業としては、足元の金利水準に加え、借入期間ごとの傾向や金融機関の条件提示の変化を踏まえて、調達手段や返済計画の再検討を進める局面にあるといえる。

証 券

トランプ関税、上乗せ分の停止期限迫る

不確実性が強調されてきたトランプ政策だが、6月22日の米軍によるイラン核施設に対する直接爆撃は大方の想像を超えるもので、世界の株式市場のショックはどれほどかと懸念された。ところが、米国市場を始め、日本、中国、韓国などアジア市場の株価は反騰する結果となった。ただ、欧州では株価弱含みとなる株式市場が多かった。

イランをめぐる大事件となると、石油・エネルギー問題の深刻化で世界経済が打撃を受けると連想するが、米国がシェールオイル開発によって世界最大の産油国となった現在、石油危機の到来を心配することはないと、世界の株式市場はとりあえずの判断をしたのであろう。

しかし、イスラエル対ハマスの戦闘がイスラエル対イランの戦闘へ、さらには米国対イランの戦闘へ、と国際法無視、国際秩序破壊の形で進んできた。核施設を破壊されたイランは米国の対話の呼びかけに応じようとしない。米国・イランの戦闘がすんなりと収まるとは思われ

ず、これからも国際政治・経済情勢を揺さぶり続けるだろう。トランプ政策始動以来、要といえる関税政策は、米国が貿易相手国に課した共通の関税率10%に上乗せした税率分については発効を7月9日まで停止するという措置をとり、上乗せ税率分の扱いや他の貿易問題について話し合いが続いている。

トランプ大統領のこれまでの政策は、うまくいっているとはいえず、苛立ちが高まっているようである。このため、イラン爆撃を実行したように、対日貿易でもショッキングな結論を出して迫ってくるかもしれない。

しかし、半年足らずの経験だが、驚くような関税率などは修正されるのではなからうか。また、すでに対米関税10%が課されているが、その影響の現れ方は緩やかである。懸念されるのは米国市場への依存度の高い企業の収益であるが、収益激減といった話はまだ聞かれない。あわてずに、着実なコストダウン、販路開拓などに注力していくことが重要である。